

平成17年5月13日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
深 澤 恒 一
(電話番号 03-6215-9955)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成17年5月13日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて承認を求める議案を、平成17年6月24日開催予定の当社第1期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループに対する経営参画意識を高め、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、以下の要領により、当社の従業員および当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の従業員および当社子会社の従業員（以下「対象者」と称する。）。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,300,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

13,000個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、株式分割又は株式併合を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認められる調整を行うことができるものとする。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

対象者は、平成19年7月31日から平成21年7月30日までの期間内に新株予約権を行使することができるものとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

対象者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員、顧問もしくは従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令もしくは当社又は当社子会社の定款、会社規程による場合、又は次項およびに規定する場合はこの限りではない。

対象者たる当社の従業員または当社子会社の従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ．ないしハ．に該当する場合には、当該対象者は、上記の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

- イ．その地位の喪失が、定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合又は会社都合により当社または当社子会社へ転籍した場合
- ロ．その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、執行役員もしくは顧問又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは顧問の地位を取得した場合
- ハ．上記ロ．の地位の取得後、任期満了又は法令変更に伴う事由による退任によりその地位を喪失した場合

対象者たる当社の従業員又は当社子会社の従業員が死亡した場合は、当該従業員の法定相続人が、当該死亡時に行使されていなかった新株予約権の限度でこれを継承し、行使できる。

その他、新株予約権の行使の条件は、当社第1期定時株主総会終結後に開催される当社取締役会の決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

対象者が上記(7) および の場合によらずその地位を喪失した場合、当社は対象者に割当てられた一切の新株予約権をただちに無償で消却することができる。なお、この場合の消却手続に関しては、本新株予約権の権利行使期間満了後に一括して行うことができるものとする。

その他、当社はいつでもストックオプションとして発行された新株予約権を無償で消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注)上記内容については、平成17年6月24日開催予定の当社第1期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上